

議会運営委員会会議録

(開会中 平成30年 9月10日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 平成30年 9月10日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 小・中学校のエアコン設置に係る意見書について
- (2) その他

開 会 9時00分

閉 会 9時28分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。今日は緊急にお集まりをいただきました。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開催いたします。

お手元の資料にありますように先般の全員協議会の中で、このエアコン設置に係る意見書の問題について、いろいろ議論をされましたけれども、手続きを踏んでやれという御意見もあって、本日、議会運営委員会を開催をするということになりました。

まず、はじめに議長の方からここに至った経緯等について説明をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。今日は朝の早い時間帯にお集まりいただいて、趣旨は、この前全員協議会でも私の意見を述べさせていただきました。やはりいろんな意見が出て私も参考になったわけでありましてけれども、私の考えを述べさせていただいて、皆さんの御了解を得た上で次のステップに行きたいというふうに思っています。まず、これまでの経過からお話ししますと、小中学校のエアコン設置については昨年12月議会の一般質問において平成32年度を目標に設置したいという答弁があったんですけれども、今年になりまして、35度以上の猛暑日、気象庁は猛暑日って定義してますね。メディアは酷暑日というような言い方してます。気象庁の定義によれば35度以上は、猛暑日という表現を使っています。7月にはこの影響を受けまして愛知県で小学1年生の男児が熱射病で死亡するという事故が発生したわけです。これを受けて政府は財政援助の検討を発表しております新聞等で。ただ、幾らにするかどうか、具体的なあれはまだ発表はないんですけれども、そういう中で多くの自治体がエアコン設置に向けて行動を開始しているという状況にあります。中には議会の会派がある所は会派で、長崎市みたいに要請してる所もあります。議会独自にですね。本町においては、今定例会の一般質問で9人の多くの議員が登壇され、小中学校のエアコン設置を取り上げました。その中で、再質問という形で町長が設置時期の、各議員へ執行部答弁行っていましたけれども、いろいろちょっとニュアンスはそれぞれちょっと違ったかなとは思っていますけれども、おおむね最終的には来年夏に間に合わせると、間に合わせたいという答弁でありました。昨年からの答弁からするとかなり前進した答弁ではあります。こういった状況を踏まえて私もいろいろ考えたんですけれども、これらの状況を踏まえてやはり長与町議会の意思表示として、意見書の提出をしなければならないというふうに思っております。意見書っていえば、地方自治法99条の根拠があるわけですけども、やはりこの根拠に基づいて議会全体の意見として、全会一致を目指して意見書を採択するということが、より明確にエアコン設置の早期実現を行政に対して促すことができると思います。

それから2点目は議会基本条例、いろいろ議会活動の原則、議員活動の原則、この2つに分かれて記載されていますけれども、その中で議会活動の原則ということで第3条が謳われてるわけですけども、その第1項の趣旨で解説書を見れば、第1号は、議会は町民から信託された議事機関としてその議決責任の重さを深く認識し、町の提案これに

対する意思決定、条例の制定または改廃、予算の決定、決算の認定等を行うと共に議会は、町政の課題や議案の審議内容及び審議結果について、町民に対し説明責任を果たしていくことを定めたものですと、このように規定されております。したがって、今回のクーラーの設置はまさにその町政の課題に当たるではないかとこのように認識しております。議会基本条例の解説書まで見ないとなかなか分かりにくい表現だったんですけども、そういうことも議会の活動原則ということで謳われてますから、やっぱりそういうことをしていかなないと、今回のエアコン設置は全国的な喫緊の最重要課題ということで、やはり我々が町民への説明責任を果たすということであれば意見書を通じて、意見書の採択を通じてやっていく必要があるんじゃないかと、このように思います。もちろん議会報告会とか、当然ながら町民からは議会としてどういう対応をとったかと、これはもう必然的に言われると思うんですよ。これは当然のことで、来年になればもっと激しく言ってくるでしょう、諸団体も含めて。そうした場合に議会としてどのような対応をとったのかというのが、もう必然的にこれは言われますよね。これはもう議会としてもそうしていかなないと、議会の活動が見える形でしていかなないと、今、これまで町民の意識調査を2回やってるわけですけど、なかなかこの議会活動とかは分からないとか、やっぱり議会体としての活動は不足してるんじゃないか。もちろんその個々の議員の活動はいろいろやっておられるかもしれない。やっぱりそういうのをやっていかなないと、町民の評価がなかなか上がらない。今後それが大事ではないかなっていうことを私もちょっと痛感はしております。ただし、内容によってはあれでしょうけども、こういう重要な課題であればこそ意見書を提出してやっていかなないといかんとそういう思いがあります。そして、最終的には総務文教委員会で、意見書作成を行って提案していただくということを切に願うところでございます。そういうことで皆さんの御確認を得たいとこういうふうに思ってます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

今、議長の方からここに至った経過、それから議長の思い、こういったものについて説明をしていただきました。我々が策定をした議会基本条例の精神にも照らして、議会体として提出すべきだという御意見、これについては総務文教委員会に諮ってもらいたいということのようでもあります。まず整理をしていきたいと思えますけれども、エアコン設置については、基本的に皆さん方が賛成だったろうと思います。あとはその意見書を提出するかという中に、もう既に答弁で来年夏前までに設置をしたいという旨の答弁をしてるのに、出す必要があるのかというのが御意見だったと思えますけれども、あとこの議会運営委員会としてこの問題を議論するのか、議長が今言われたように総務文教委員会で十分協議してもらいたいと、これを総務文教委員会に付託をするということを決めるのか。どちらかだと思んですが、これについて皆さん方の御意見をお聞かせをいただきたい。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

もう時間も、あとがあるんで簡潔に言いたいと思うんですけども、まず、意見書という対応がどうなのかというところですね、町に出すならですね。その意見書という対応がどうなのかというところと、この間の全協でも御承知のとおり全会一致になり得るのかというところが非常に問題だというふうに思います。あれだけ取り組んでいきたいというふうな発言をしてる中で、果たしてその意見書、決議が何の意味を持つのかっていう部分も正直あります。会議が始まる前に委員長にもちょっと言ったんですけども、本当にこの議会として設置に取り組む姿勢を示すなら町に対する決議ではなくて、私は国に対して、そういう段取りを踏まえて、例えば予算確保をしっかりとやって欲しいと。地方自治体から要望があったら迅速に対応して欲しいというふうな意見書を上げる方が逆にその効果が、効果といいますか、町に対する決議よりは、町はもうこれだけやりますというふうな形を示しているんで、国に対して町がやる姿勢を後押しするというふうな意見書の方が私は現実味があるのではないかなというふうに考えております。

それともう1つ、本当に議会としてやるかとなると私は議会が修正案、補正の修正案なり出して、そこに調査費をつけて行政の迅速、スピード感を持たせるというふうな取組も本当は必要じゃないかなと。いろいろの間考えたんですけども、国に対して意見書を上げた場合にどうするかということで、先程議長が議会の見える活動というふうな部分で言われてたんで、議会としても国に対する要請行動をしたりとか、そういうことを私はすべきではないかなと。そういう行動、実際行動を示すことで議会体は何をしてきたかというのは、はっきりするんじゃないかなと。今回の町に対する決議は言葉はちょっと申し訳ないですけども、パフォーマンスにしか見えないというふうにとられてもしょうがないと。先日全協の中でも議長が、もしかしたらつかないかもしれないけども、議会体としてはこういうことをしましたよという、それを残すだけになってしまうと。実際本当につけて欲しいという行動を起こすべきではないかというふうに思いますんで、どうせやるならば国に対するそういう要請行動であったりとか、意見書を上げていくという、町に対しては補正予算を、修正案を出して、実際の行動をしていただくというふうな取組の方が私は良いんじゃないかなと思います。委員長が言われた総務文教委員会で任せるかと、実際、町に対する決議となると全協の中でも安藤議員が言われたように、それに対する反対だとか批判はできないというふうに思いますけども、果たしてそれが現実味がある行動なのかっていうのは疑問が残ってます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。この前から本日の会をしていただくような話もあって、本日もなったというふうに思うんですが、これは私の考えでは、やっぱりお互い勉強す

る時間が、緊急にぼつと議長から総務で原案を作るような今話がありましたし、そういう方向にあったもんだから、もう少し学習を深めて根拠あるものにしていくべきだとかいうふうに思って、ちょうど土日がありましたよね、時間が。そういうことで私なりに研究もしたわけなんですけど、よくよく考えますと、私もそのとき思ったんですが、今ちょっと議長も言いましたように、この意見書の提出というのは自治法の99条なんですよ。この解釈というのが逐条解説があるんですよ、自治法ですね。その逐条解説の中の解釈というのがありまして、そこの3にこんな書いてます。意見書の提出及びその意見の内容は、地方公共団体の機関である議会自身の決定すべき権限であるから、その議決は機関意思の決定としての議決ですと。これはもう十分分かりますよね。そのあとに、したがって発議権は議員に専属する。ということなんです。だから誰でもいいわけですね。僕はあるとき喜々津委員が例えば提出者になって、賛成者を12分の1付けて、1人ですけれども、付けて出せばいいんじゃないですかという発言もしたわけなんです。そういうこともあったんですが、まさに発議権は議員しかないわけですよ。だから、総務委員会で原案を云々とか、そういうものを本会議で付託をされてないのに、ここで決まったからって、はいはいなんてはできません。私は委員長としてこれを受けることできません。はっきり申し上げて。したがって、ここに解釈があるように発議権は議員に専属すると、これは昭和25年7月20日の行政実例なんです。そういうことから言っても、当然、総務委員会とか、ある委員会でそういうものを発議するとか、発議するとか、そういうものは不可能であると理解をいただきたいというふうに思います。その他いろいろ見ては来たんですが、結論としては、今言ったように総務委員会が出すと、検討するということは、それはもう権限外ですからそれは不可能だろうと。内容の趣旨はよく分かるわけなんですけども、それができないというふうにはっきり申し上げておきたいと思います。なお、もう1点、大事なことは、議員は一般質問でもその予算の修正権でも議案の提案権でもあるわけですね、議会には。これを踏まえると地方自治体の議会が、長与町議会が長与町長には意見書の提出は不可能であるというふうに解釈があるというふうに思うんです。そういうものを踏まえて総体的に考えますと、この意見書の提出というのは無理じゃないのかということだけ申し上げておきたいと思います。2点ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

委員会でできないというのはちょっとおかしいですね。今さっき岩永委員が言われた、議運の発議で今まで意見書をやってるわけですよ。できないということはまずない。これは今までずっとやってきたこと。それから地方自治法99条ですか。これは関係行政機関に意見書を提出することができるとなってます。だから自分たちのこの地方公共団体にできないというのはおかしい話です。解釈して私は、解釈としてはできるというふうに判断した。過去にもそういう事例があったはずですね。老人ホーム、老人OB会

からの、ちょっと忘れちゃったけど、ちょっと調べてもらえばあったと思います。今までもそういう例はありますからね。それを調べていただきます。だからそういう疑問があればそれは調べていただいて、できないってなれば、それはもうやむを得ない。今、河野委員が言ったように国に意見書を出す。そしたら総務委員会できないということになれば、どうするのかとこうなるわけね。発委でできなければ、あとはもう議員の発議しかないよね。端的に言えばそういうふうになるね、賛同する議員が発議で出せばいい話で賛成者を募ってそれしかないね。やり方としては。そういうことだから皆さんが今日もうそういうことだから止めましょうということであれば、私もやむを得ないと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

99条をよくお互い見て、公益に関する事件であれば意見書の提出はできるということなんです。従って発議権は先程言いましたように、発議権は議員に専属することですから議員提案を指しておるわけなんです。だから他の市町村の状況もそのようになってるんですね。例えば議会が行う事実上の意思決定行為で、議会の意思を対外的に表明するために行う。もうまさにこのエアコンですね、そういうものについては決議、これ私が敢えて言う必要ないと思うんですが、決議であればこれは可能なんです。その辺りは十分分析をしながら事を進めていく必要があるというふうに思うんです。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に意見書とひとり歩きしてますけれども、意見書か決議か両方方法はあるわけですね。これについては、私が調べた範囲ではいろんな意見書を委員会として町長に提案をして、本会議で決議して提出すると、そういうやり方は私は結構全国の議会でもやるとというふうに理解しとったんですが、今の話ではできないというような話もありました。この問題はあとでまたちょっと詳しく調べたいと思いますけれども。

安部委員。

○委員（安部都委員）

決議できるか、できないかはちょっとそこはちょっと置いといて、私はその意見書というものを国に対して出すべきであると、発委にしても出すべきであるというふうに思います。今、各自治体の首長がエアコン設置に向けてかなり要望を国にしておりますので、その辺りも本町の町長はされたのか。そここのところもちょうとはっきり分からないんですが、その辺りもしつかりと首長から言っていただくってことは必要かなというのと、それからこの空調設備におきましては、国の補助金が大体3分の1の補助を出すというふうになっておりますので、そここのところをもう少し増やすべきなのか、明確に速やかに空調設備設置の要望を出したときには、速やかに補助金が下りるような形でしていただきたいために、議会の中で又は12月議会の中で、できるかどうか調査を含

めて意見書を出していただくというところをしていただきたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今いろいろ御意見をいただきました。今日の段階では結論が出ませんでした。ただ、新たに出てきたのが国に対しても出すべきじゃないかと。国に対して出すべきで、町長に出すべきではないという意味だったのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

全員協議会で発言があったように、やっぱり町があれだけの姿勢を示したという部分を出すことで後押しになるのかどうかというの、非常に私も疑問を感じているわけですね。ですから、出しても構わないと思うんですよ。ただ、そこが全会一致で通るかどうかという問題が出てきますので、私は全会一致が可能になるという部分では国に対する意見書の方が、まだ全協で中で発言された委員の皆さんは賛同していただけるんじゃないかなというふうに思いますし、町に対しても出す分には出しても構わないとは思いますが、先に進めるべきは国に対してやる方が現実的じゃないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。

岩永委員、総務文教常任委員長として、河野委員が補正予算を組み直してでもやるということが議会としては必要じゃないか。そういうこともあるんじゃないかという話がありましたけれども、通常、予算計上してあるのを削除して組み直すというのは結構あるんですが、新しく調査費を計上するということは、その調査費の根拠が非常に難しい。そこら辺がありますが、その点についてどうですか、委員長として。

○委員（岩永政則委員）

今、委員長が言われたような考え方で、それではその財源をどう見つけきるのか我々が全く分からないわけですね。だからその辺りを明確にしていかなければ、単純にこれを消してこれを増やせとか、あるいはこれだけ増やせとか、そういうものが現実論としてできるかどうかですね。これは十分研究をする必要があると思うんです。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までに29年度の決算が終わって、決算の余剰金というか、その保留金があるわけですね。それは当然30年度のいろいろな使う部分があるかもしれませんが、当面そこに出てきた財源を充てるというのが、1番単純で分かりやすい補正ができるんじゃないかなと、修正案ができるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

単純にはできるでしょうけども、調査費を計上することになると、いわゆる財源

はそこがあるというふうにしてもある程度のどれくらい掛かるか、そういったもの何もしない中でいきなり補正だけを組むというのは、また1つ根拠に乏しいというのがあるし、財源の根拠はあるにしても、調査費がそれだけになった根拠は何かというのが、非常に難しい部分が出てくる訳ね。

それではちょっとこの問題は今日結論が出ませんでしたので、また次の機会にしたいと思います。議長とも話をしながら、日程的には副委員長とも事務局とも協議をしながら進めていきたいと思います。本日は御苦勞さまでした。

(閉会 9時28分)